

## 市民のための伊豆の国市パブリックコメント手続実施要綱の説明

市がパブリックコメントを実施するに当たり、手続の方法等をよりわかりやすく説明し、多くの市民等がこの要綱に基づき円滑に意見等を提出しやすくするため、規定ごとに趣旨や狙い、解説等を御案内します。

(目的)

**第1条** この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、政策形成過程における市民等の行政参画の機会を提供するとともに、市民等に対する説明責任を果たすことで、行政運営の透明性の向上を図り、市民等との協働による市政の実現を目指すことを目的とする。

### 【説明】

この要綱は、パブリックコメントを円滑かつ確実に実施するため、統一したルールを定めたものになります。

パブリックコメント手続は、市の政策に関する基本的な計画や条例について、案の段階でその趣旨、内容等を公表して市民等から意見等を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続であり、案自体の賛否を問うものではありません。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **パブリックコメント手続** 市の重要な政策の形成過程において、案の段階で趣旨、内容等を広く公表し、市民等から意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、これに対して提出された意見等を考慮して実施機関の意思決定を行うための一連の手続
- (2) **実施機関** 市長（公営企業管理者の権限を含む。）及び教育委員会
- (3) **市民等** 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有するものその他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

**【説明】**

- (1) 市が計画等を策定、制定、改定又は改正しようとする場合、その案を広く市民等に公表し、提出された意見等を参考に意思決定を行い、その検討結果とともに、提出された意見等に対する市の考え方をあわせて公表していく一連の手続をいいます。
- (2) この要綱に規定する「実施機関」の事務は、その計画等を担当する課等で行います。
- (3) 「市民等」としたのは、パブリックコメント手続の対象となる計画等の中には、市民だけではなく、市内で日常的に活動を行う他の市町からの通勤者や通学者、さらには、市内に事業所を置く法人、その他計画等に関して利害関係を持つ人や法人、団体などに影響を与える場合があるため、納税者や受益者としての市民や法人のほか、利害関係者を対象としました。

(対象)

**第3条** 実施機関は、次に掲げるもの（以下「計画等」という。）を策定、制定、改定又は改正しようとするときは、パブリックコメント手続を行わなければならない。

- (1) 伊豆の国市総合計画
- (2) 各分野の基本、中心となる計画
- (3) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- (4) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

**【説明】**

(1) 伊豆の国市総合計画は、今後の市のまちづくりのあるべき姿と進むべき方向性を示す基本方針となるもので、市の最上位の計画です。現在（令和5年度）は、第2次伊豆の国市総合計画になります。この計画の策定や改定を行う場合は、パブリックコメントを実施します。

(2) 市行政のそれぞれの部門における施策の基本方針、基本的事項を定めるもののよう  
に、市が一定の目的のために目標等の実現や達成のための手段を総合的に定めたもの  
などをいい、構想、指針、ビジョンなどその名称は問いません。

(参考例示)

- ・環境基本計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・観光基本計画
- ・文化基本構想
- ・地域福祉計画 など

(3) 市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針などを定める条例をいいます。  
ただし、職員の給与に関する条例など行政内部に適用されるものは、該当しません。

(参考例示)

- ・中小企業・小規模企業振興基本条例
- ・環境基本条例
- ・市民の歯と口腔の健康づくり推進条例
- ・安全で安心なまちづくり条例 など

(4) 地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか条例によらなければならない。）に基づく条例が該当します。

(参考例示)

- ・土砂等による盛土等の規制に関する条例
- ・廃棄物の処理に関する条例
- ・自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
- ・屋外広告物条例 など

(5) 市全域を対象とした市の方針やルール等であって、この手続により市民等の意見等を求めることが望ましいものについては、この手続の対象となります。

(参考例示)

- ・市民憲章
- ・子どものまち宣言 など

(対象の適用除外)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定は、適用しない。

- (1) 緊急を要するものであるとき。
- (2) 実施機関の裁量の余地がないと認められるとき。
- (3) 軽微な改正又は改定するとき。

**【説明】**

- (1) 災害等やむを得ない事情や、施行期日が決められており時間的に猶予のない場合をいいます。
- (2) 法律の施行条例のように、主として執行手続を定めるものや、上位法令、国・県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿って選択肢のない決定をする場合をいいます。
- (3) 大幅な改正若しくは改定又は基本的な事項の改正若しくは改定を伴わないものや、上位法令・上位計画などの変更に伴う表現変更、条項ずれが生じる場合をいいます。

(公表の時期及び公表の資料)

**第5条** パブリックコメント手続は、計画等の最終決定（条例の制定又は改正にあつては、議案としての最終決定をいう。）がされる前の案（以下「最終決定案」という。）を公表するものとする。ただし、最終決定案より更に前の段階における案を公表する方が、同手続による効果が一層高いと判断できる場合は、最終決定案より更に前の段階における案を公表することができる。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、計画等の策定、制定、改定又は改正の趣旨及び案の骨子を記載したものを公表するとともに、計画等の案を市民に理解してもらうために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

**【説明】**

基本的にはほぼ内容がまとまった計画等の案を公表しますが、例えば、計画等の策定方針が定まった時点で意見等を求めたほうが、より効果があると実施機関が判断した場合は、ほぼ完成された計画等の案ではなく、もっと未完の状態の計画等の案を公表し意見等を求めることができます。

案の公表にあたっては、市民等がその案件について十分理解し、意見等を提出しやすくするよう、関連資料を用意するなど分かりやすさに配慮するよう努めます。

(公表の方法)

**第6条** 前条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
  - (2) 市ホームページへの掲載
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
- 2 前項に掲げるもののほか、実施機関は、必要に応じ、市広報紙への掲載、報道機関への情報提供その他の方法により、市民等への周知に努めるものとする。
- 3 実施機関は、前条第1項の規定による公表を行う場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期間、計画等の案の入手方法その他の意見等の提出に必要な事項を併せて明示するものとする。

**【説明】**

「実施機関が指定する場所」及び「市のホームページ」では、計画等の案を閲覧することができます。市広報紙や報道機関等による周知は、パブリックコメントを実施する、又は実施していることを積極的に周知していきます。

なお、「実施機関が指定する場所」は、実施するパブリックコメントにより異なります。その都度、御案内しますので御確認ください。

(意見等の提出期間)

**第7条** 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間を考慮し、計画等の案の公表の日から起算して1か月程度の提出期間を設けるものとする。

**【説明】**

意見等の提出期間については、できる限り意見等を多くもらうという観点と、計画等の決定の迅速性を損なわないという観点を考慮し、1か月程度を目安としています。

(意見等の提出方法)

**第8条** 実施機関は、次に掲げる方法により、計画等の案に対する市民等からの意見等の提出を受け付けるものとし、計画等の案の公表時にこれを明示するものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 電子メール
- (3) 郵便
- (4) ファクシミリ

2 意見等を提出しようとする市民等は、意見等を提出する際に、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号を明記しなければならない。

#### 【説明】

- (1) 「実施機関が指定する場所への書面の提出」の場合の受付は、最終日の指定場所における開館時間内の提出を有効とします。
- (2) 「電子メール」の場合の受付は、最終日の午後 11 時 59 分 59 秒までの受信を有効とします。
- (3) 「郵便」の場合の受付は、最終日の消印有効とします。
- (4) 「ファクシミリ」の場合の受付は、最終日の午後 11 時 59 分 59 秒までの受信を有効とします。

住所、氏名等の明記を求めることとしているのは、計画等の策定に直接関わる以上、市民等にも相応の責任を持ってもらうとの趣旨であり、匿名の意見提出が容認されると、動員などによる偏った意見等によって政策判断に混乱を生じること等が懸念されるからです。

住所が市外の方については、意見等と併せて提出できる主体（市内在勤者、市内在学者、利害関係者等）であることを記入してもらうことにします。

また、電話番号は、提出いただいた意見等に不明なところなどがあつた場合に実施機関が確認のため、連絡させていただくことがあることから、記入を求めます。

以上のことから、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号を明記していない意見等については、原則として回答は控えさせていただきます。

なお、提出された市民等の住所・氏名（団体名）・電話番号など個人情報については外部に公表しません。

電話など口頭による意見等の申し出や、日本語以外での意見等の提出は、正確な記録がでなかつたり、真意が伝わらなかつたりする場合がありますので、御遠慮ください。

(提出された意見等の取扱い)

**第9条** 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等により公表した計画等の案を修正したときは当該意見等の概要、修正の内容及びその理由を、提出された意見等を考慮した上で公表した計画等の案を修正しないときは当該意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとする。ただし、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）第7条各号に掲げる情報に該当するものについては、この限りでない。

3 実施機関は、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

4 前2項の規定による公表は、原則として公表の日から起算して1か月程度行うものとし、当該公表の方法は、第6条の公表の例によるものとする。

#### 【説明】

提出された意見等を必ず採り入れるということではなく、提出された意見等を十分考慮してその上で判断していきます。

この手続は、住民投票のように計画等の賛否を問うものではなく、賛否も含めた意見や提案を求めるものであるため、賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方はお答えしかねます。

提出された意見等を公表する場合、一つひとつを分かりやすくするとともに、全体の一覧性を良くする観点から、必要に応じて、意見等の趣旨からはずれない程度に要約する場合があります。

類似の意見等が複数あった場合は、一つにまとめて実施機関の考え方とともに公表する場合があります。

意見等に対する回答の公表の時期は、計画等を策定、制定、改定又は改正した後となります。

(実施状況の公表)

**第10条** 市長は、パブリックコメント手続の実施状況について、市ホームページへの掲載により公表するものとする。

**【説明】**

当該年度のパブリックコメント手続の実施状況は、市のホームページに掲載しています。市ホームページトップページから「まちづくり」⇒「パブリックコメント（意見公募）」を御確認ください。